

平成27年1月
警察庁

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年12月12日から平成27年1月10日までの間、「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集を行ったところ、17件の御意見を頂きました。

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成27年内閣府令第6号)

2 命令等の案を公示した日

平成26年12月12日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、整理・要約をした上で掲載しています(頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数	17件
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	16件
電子メール	1件
F A X	0件
郵 送	0件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について

(1) 医師の診断書の作成主体について

医師の診断書の作成主体について、

実質的に医師であるならば誰でも良いことになるので、むしろ医師についての条件を撤廃した方が、分かりやすい。

との御意見がありました。

今回の改正は、診断書の作成主体を医師であれば誰でも良いこととするものではなく、精神保健指定医等ではない医師であっても、申請者のかかりつけ医として継続的に診療をしているなど、過去に申請者の心身の状況について診断したことがある医師については、その診断経験を踏まえると一定の精神疾患やアルコール中毒に関する欠格事由の該当性について精神保健指定医等と同等の程度の診断能力が期待できることから、このような医師に限り、診断書の作成主体に追加するものです。

(2) 認知機能検査について

認知機能検査について、

道路交通法の認知機能検査を受けて、銃刀法上の認知機能検査とみなせる期間を延長することには賛成だが、その期間を5か月ではなく、1年としてほしい。

との御意見がありました。

今回の改正で、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく認知機能検査を受ければ銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく認知機能検査を受けたものとみなす期間を、猟銃等の所持許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前であったものを、5月前から1月前までの間に改めることとしていますが、これは、道路交通法に基づいて実施されている認知機能検査が誕生日の5月前から行われていることを踏まえたものです。そのため、原案のとおりとすることとします。

(3) 経歴書の欄について

経歴書（別表第一の別記様式）について、

猟銃等所持歴欄に、取消しを受けた、又は自主返納若しくは譲渡した許可に係る猟銃又は空気銃について記載させているが、それらは欠格事由の判断には不要である。

との御意見がありました。

所持許可申請等に係る審査を行うに当たっては、過去に何らかの処分を受けていないかを把握する必要があるため、これらの情報について記載を求めることとしています。

(4) 教習資格認定申請書について

教習資格認定申請書（改正後の様式第10号）について、

その後の審査に何の影響もない「所持希望銃種・型式欄」は削除すべき。との御意見がありました。

教習資格認定の申請がなされた後には、教習を修了し、所持許可申請を行うことが想定されるところ、銃種・型式によっては許可を受けることのできないものもあることから、あらかじめどのような銃種・型式のものを所持しようとしているのかについて把握することは、申請者の便宜に資するため、記載を引き続き求めることとします。

(5) 同居親族書について

同居親族書（改正後の別記様式第13号）について、

今回の様式改正では申請者の職業の記載を省略するようになっているため、同居親族書にある職業欄についても省略してもよいのではないかと御意見がありました。

今回の改正で、所持許可申請書（改正後の別記様式第6号）からは職業欄がなくなりましたが、経歴書には引き続き職業を記入する欄があります。同居の親族については欠格要件該当性を審査する必要があり、職業については、欠格要件に該当しないかを審査する上で参考となるものであることから、引き続き記載を求めることとします。

(6) 猟銃・空気銃所持許可証について

猟銃・空気銃所持許可証（改正後の別記様式第30号）について、

所持許可証を汚損・水損に強い運転免許証タイプにすれば利便性が高まる。との御意見がありました。

猟銃・空気銃所持許可証については、複数丁の銃に係る許可の内容を一つの許可証に記載するなど多くの情報を記載する必要があるため、運転免許証のように1枚のカードに収めることは困難であり、必要な事項を全て記載できる許可証を汚損・水損に強いプラスチック等の材質で作成することとした場合には、許可証発行に係る費用が増加し、所持許可申請等の手数料の増加が見込まれ、申請者の負担となることから、引き続き現行の様式とすることとします。

(7) 射撃指導員指定書記載事項変更届出書について

射撃指導員指定書記載事項変更届出書（改正後の別記様式第44号）について、電話番号については不要。

との御意見がありました。

意見公募を実施した案では、射撃指導員の電話番号が変わるたびに届出が必要となり、負担が重くなる一方、射撃指導員は所持許可者であり、銃砲の一斉検査等の機会に電話番号を確認できることから、電話番号欄を削ることとします。

2 「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」について

(1) 猟銃用火薬類等の譲渡許可申請書等について

猟銃用火薬類等譲渡許可申請書（別記様式第1号）、猟銃用火薬類等譲受許可申請

書（別記様式第2号） 猟銃用火薬類等輸入許可申請書（別記様式第7号） 猟銃用火薬類等消費許可申請書（別記様式第10号）について、

火薬類や弾は用途が決まっており、弾・雷管・火薬ごとに管理するのは非常に手間暇がかかる。

との御意見がありました。

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可申請においては、その譲渡等の目的の記載を求めています。これは火薬類取締法（昭和25年法律第149号）上、その目的が明らかではないときは譲渡等を許可してはならないこととされているためです。火薬類による危害の予防の観点からも引き続き、その譲渡等の目的の記載を求めることとします。

(2) 猟銃用火薬類等譲受許可申請書について

猟銃用火薬類等譲受許可申請書について、

「現に保有している火薬類の数量」を「自宅で火薬庫外貯蔵している火薬類の種類、名称及び数量（銃用雷管、無煙火薬及び黒色火薬を除く。）」としてほしい。

との御意見がありました。

猟銃用火薬類の譲受許可申請に対する審査に当たっては、申請者が自宅保管している場合のみならず火薬店等に保管を委託している場合等も含めた現に保有している火薬の総数を把握する必要があることから、このような記載としております。

3 その他について

(1) 様式の統合について

各種の様式について、

各種申請書の様式は同じ事項を何度も記入しなくてはならず面倒なため、複数を一枚にまとめることで重複する記載を減らすべき。

猟銃用火薬類等譲受許可申請書は、消費計画書を含め一枚にしてほしい。

との御意見がありました。

今回の改正は、記載欄の拡大により、現行の様式よりも記入しやすい様式となるよう改めることも目的としているところ、複数の様式の内容を一枚にまとめると記載欄が極端に狭くなるおそれがあり、また、複数の申請書類を別紙形式で一つにすると申請によって必要な別紙が異なり煩雑となることから、引き続き様式を分けることとします。

(2) 都道府県ごとの様式の取扱いについて

都道府県ごとの様式の取扱いについて、

地域が変わると添付書類の内容や形式が異なっている。

との御意見がありました。

今後、頂いた意見を参考に、この度の内閣府令の改正の内容を都道府県警察に周知するとともに、その趣旨に合った運用が全国でなされるよう指導監督してまいりたいと考えています。